

「統詞花集」の特質に関する覚え書き (一)

遠 田 晤 良 *

「統詞花集」は平安朝最大の歌学者である藤原清輔の手になる私撰集である。二条天皇の寂覧に供し、改めて奏上するはずのところ永万二年二条天皇の崩御によって勅撰集とはなり得なかつたと伝えられる、歌数九百九十八首、歌人およそ三百九十余人という規模の集である。清輔は通説に従えば長治元年(114)に生れ、治承元年(117)に没する七十四年の生涯を送った。歌人歌学者としての活躍期は和歌史上、古代最末期に当り、詞花集撰者頭輔の没後、歌学の家六条家の総帥として、御子左家の俊成と拮抗し、六条家歌学を大成した。統詞花集は清輔の歌学の実践としてばかりでなく、詞花集から千載集に至る和歌史上の屈折点で、特に千載集の成立に大きな影響を及ぼしていると考えられる点で重視される。この稿は、詞花集と千載集を結ぶ過渡的性格に視座を据えながら、統詞花集の特質を撰歌方針に見られる特質、部類意識にみられる特質の二点を中心に分析を試みたものであるが、統詞花集の性格把握に至る見取図を描くにとどまった。

一、序

詞花集の奏覧を仁平元年とすれば(樋口芳麻呂氏)その後約四十年足らずの歳月を経て文治三年(明月記によれば同四年)に千載集は成っている。金葉集から詞花集への二十五、千載集から新古今集への十九年というこの前後の勅撰集撰定史の時間的へだたりから見れば少々長いともいえるこの期は、歌壇の分化現象が進み、後拾遺以後通例とはいえ勅撰集に対する論難が盛行し、私撰集が活発に編纂された、和歌史上特徴的な時期である。歌壇の分化といい、論難、私撰の盛行という現象は、時代の和歌観の多様化を示すものであり、和歌における文芸意識の高まりを背景とするものであるが、和歌衰退の現実に醒めつつ、やがて古代和歌の規範として三代集を定位し、それらとの自覚的対比の上に中世的抒情詩が形成されてゆく萌芽を胚胎した諸現象である。約四十年という時間はいわばそのために配剤された時間であった。

そしてまたこの時期は歴史の流れが極めて急であって、烈しい変転の時期であ

ったことは他のどの時期とも異なるところである。すなわち保元の乱、平治の乱、そして平氏の興隆とその滅亡、それに替る鎌倉政権の樹立と、時代の人々は急激な変転と動揺を体験した。「木曾と申す武者死に侍りけりな」と言つた西行、「紅旗征戎非吾事」の定家に見るごとく、表面的には動乱の種々相を峻拒した世界に生きたかに見える歌人達も、畢竟時代の兒たるは免れ得ないところであり、個々の作品とその集積である歌集は、勅撰私撰を問わず時代の相に彩られるのである。「旧都は荒れて新都は未だ成らず」とでもいうべきこの時代の過渡的性格が、先述の諸現象の背景に存在することを忘れることはできない。

この期の私撰集として現存するものは、為経の「後葉集」、清輔の「統詞花集」、顯昭の「今撰集」、重保の「月詣集」である。中で清輔の「統詞花集」は本来勅撰集たるべきを旨指して編纂されたと伝えられる大部なものであり、その和歌史上における重要性については機会あるごとに強調されてきたところである。⁽¹⁾ 詞花千載両勅撰集研究の資料としては勿論、平安朝における最大の歌学者である宏才清輔の業績や歌観の研究、二条朝歌壇の様相の把握、六条家歌学の実績の解

明等、この集が分析考究されたならば和歌史研究に裨益するところ決して少なくはない。しかし勅撰集に比してやや軽視されてきた私撰集研究の遅れを反映して未だ十分に分析されてはいない。

統詞花集それ自身を対象とした研究としては近年、井上宗雄氏「藤原清輔の生涯 付清輔編著類伝本書目」⁽³⁾、松野陽一氏「統詞花集雑考」等の基礎的な伝本及び本文研究、青木賢豪氏「統詞花集について——堀河百首の成立をめぐるの関連」⁽⁴⁾、小林勝己氏「統詞花集所収百首和歌・歌合・私家集の歌に関する覚え書き」⁽⁵⁾等の撰集資料研究などが相次いで発表されている。この稿はそれら先学の研究成果に負いながら、統詞花集を恣意的な諸私撰集とは異なる、詞花集と千載集を繋ぐ準勅撰集と見做し、勅撰集撰定史的観点から和歌史上の位相を明らかにしようとする意図を持つものである。

二、撰集事情

二十一代の勅撰集に準すべき集としては、統詞花集の他に「新葉和歌集」がある。撰者宗良親王が勅命無きままに撰集されたものであったが、完成の晩には長慶天皇の寂感により、勅撰に準ずべしとの勅許があったと伝えられるものである。一時、水戸学派にはこれを加えて勅撰二十二代集と見做す主張があった。新葉和歌集が勅命により撰集されたものではなかったが故に長慶天皇といえども勅撰集とはなし得なかった如く、統詞花集が勅撰集となり得なかったのも、勅撰集たるべき通例の手続きを経ていないものであることが原因である。つまり撰集の勅定にはじまり、奏覧・嘉納（返納）に至る儀式典故を完全に踏んでいないという成立事情に起因する。統詞花集は新葉和歌集とは逆に勅命によりながらも天皇崩御によって嘉納のことがなかったが故に勅撰集にはなり得なかったのであると一般に信じられているのである。ということは、天皇崩御という不測の事故さえなければ当然勅撰集になるべきはずのものであったということ意味する。嘉納のことが無かった以上、現存の撰集のままで勅撰集となり得たか否か疑問の余地はあるものの、撰者清輔が内容形式共に勅撰集を意図して鋭意完成させたものであるとすれば、不幸天皇崩御によって嘉納されなかったとしても、内実的には勅撰集と同等の比重を持って和歌史上に位置を得てしかるべきものと思われる。

統詞花集の成立事情については、統詞花集自身が持つ撰者自跋によって知られ

るが、他に和歌現在書目録、和歌色葉集、正治奏状、八雲御抄、拾芥抄、群書一覽等の記述にその一端が窺われ、それらは必ずしも一致していない。

統詞花集跋文はこのほど松野陽一氏が陽明文庫蔵一冊本を底本に他に自跋を有する天理図書館蔵二冊本など計六本をもって比較翻刻されている⁽⁶⁾。全文百五十程度の晦渋な漢文体であるが、その主要な部分を引用させていただくと、清輔は早くから私撰の企てを持って歌を集めていたことを述べ、続けて

其功甫就 自送三祖年^(漸カ) 其勅衛終^(末カ) 末^(漸カ)及三披露^(末カ) 然間入三先朝之寂闇^(漸カ)

召三愚臣之撰集^(漸カ) 不^(漸カ)能^(漸カ)地忍^(漸カ) 愁^(漸カ)倫^(漸カ)三^(漸カ)天^(漸カ)覽^(漸カ) 其後善写之間 己遇三遍

密^(漸カ) 一恨之尤切^(漸カ) 「()」内、松野氏注。諸本異同は省略した」

と記されている。これによれば勅撰集が実現する可能性は非常に強かったということと言えよう。

和歌現在書目録には撰集家の部に

統詞花集廿卷。

清輔朝臣撰之。二条院召覧之。清書了可奏之由。雖蒙勅命。不遂崩御之由見序。々者長光朝臣。^(群書類従)

とあり、八雲御抄、拾芥抄も同様の趣旨である。これによれば長光朝臣の序を有し、その序に勅命を蒙った旨記されている由であるが現存伝本で長光の序を有するものはまだ発見されていない。

これらに対して、和歌色葉は純勅撰集としての扱いを示し、正治奏状は全く勅許の存在を認めていない点で両極をなすものである。

和歌色葉は、撰抄時代者の部分で

二条院御時大宮の大進清輔統詞花集を抄して勅定を蒙けり。^(歌学大系)
 といひ、また奥書に付された筆者上覚と右中升長房との往復文書にも

如三後拾遺、統詞花、千載集一者、皆各雖三私集三經達為三勅撰^(歌学大系)。

と記され、明らかに勅撰集と見做していたことがわかる。和歌色葉は六条家流の上覚によるものではあるが、頭昭が一見し、後鳥羽院の寂感に供しているものであることを考えると、少なくともこの時期、こうした観点が存在したことは、もっと注意されていいであらう。

この和歌色葉が建久九年の成立で、その年十二月には後鳥羽院の観覧に供して
いるとすれば、それに一年半ほどの後のことである正治奏状は全く対照的であ
り、六条家流と御子左家の確執の厳しさを反映するかの如くである。正治奏状は
又清輔が統詞花集と申うちぎきをつかまつりて。二条院に。勅撰に申なさむ
と申うけ候しかども。御承引候はざりしうへに。故左大臣入道（実定）わが
歌わろきをいれ。よろしと思ふをば入らずと候て。我歌ならびに先祖。すべて
閑院の人の歌は。みないだしてよとて。又おい入道がおやのうたなどは。わ
が外祖にてあれば。すべて入道がうたまでもいだしむ。いかにと候しかば。
さたに及ばず。まことにうるさくも候。よくよくいだし候べしと申候しか
ば。先祖御子左大納言の歌まで。いくばくは候はざりしかど。閑院の人々。
かななり候にしかば。うちぎきもすさまじくこそなり候けめ。（群書類従）
の如くである。こうした俊成の発言が、御子左家の権威の確立に伴って、必要以
上に、統詞花集の存在を圧殺した憾がないでもない。

これを清輔の事蹟に即してみてゆくと、清輔は久安四年（四十五歳）崇徳院が
召した百首歌作者に欠員補充のために加えられるに至るまで全く不遇のうちに過
ごした。三十歳前後の詠とされる「永らへばまたこの頃やしのばれんうしと見し
世ぞ今は恋しき」（家集）という名歌は、清輔前半生の苦患の表白である。長く従
五位下にとどまる官途の沈淪に加えて、天養元年（四十一歳）、父頭輔が崇徳院
の院宣を蒙り詞花集を撰した折の記録（袋草紙）や、詞花集を難じて藤原教長が
「拾遺古今」（散佚）を撰んだ折の伝説（正治奏状）が物語のごとく、長く父と
の不和に苦しんだ。この不遇沈淪の半生に彼は後年「清輔朝臣歌ノ方ノ弘才ハ肩
ヲ並ブル人ナシ」（無名抄）といわれる驚くべく多量の和歌故実を蓄積し、歌学
への執念を培った。

久安四年に至ってようやく歌人として曙光を見るわけであるが、久安末から仁
平へかけての頃「奥義抄」を崇徳院に進覧、久寿二年には老いた頭輔から人麿影
を伝えられ父子和解すると共に六条家学を継いだ。この時期の歌人清輔に対する
評価は寂迫為経の「後葉集」に六首入集の事実が物語る。和歌によって加階され
るという喜びも三度に及んだ。かくて崇徳院の下でようやく歌人としての位置を
確保したのであった。

保元の乱は、ようやく曙光をみた清輔に、崇徳院讃岐配流という悲運をもたら

した。西行が「讃岐におはしまして後、歌と云事のよに聞えざりければ」（山家
集）と嘆いた後白河帝親政期には宮廷歌壇は沈滞し、清輔もこの期は鳴りをひそ
め歌学に意を注いだが、二条天皇即位（保元三年）後漸く活発化した歌壇と共に
脚光を浴びるのである。

清輔は二条天皇には春宮時代から名を知られていたらしく（保元二年本 古今
集 奥書）天皇踐祚の翌平治元年十月には「袋草紙」を「重而進覧之」し、応保二
年三月には急提昇殿を聴されて、中宮御方員合に出仕、席上、範兼・頭広（俊成）
を相手に大論戦を展開、これを論破し「弥増三面目一者也」の感激を味わった（袋
草紙）。応保元年四月～七月の内裏百首、翌二年春の内裏覽書合にも出詠、これら
内裏歌会以外にも数々の歌会に出席、自邸でも歌合を催し、「かくして清輔の事
蹟は二条天皇歌壇の活発化とともに顕著」「清輔の歌壇における指導的地位は、
平治―永万の間に定まり、二条天皇の愛顧信任と相俟って、その期間の事蹟は、
俊成・俊恵を圧していたといつてよからう。」¹⁰⁾というがごときであった。

二条天皇は、父後白河院とはその院政二年目に平治の乱に会い、共に辛酸をな
めた間柄であるが、有名な二代后強行の問題をはじめ、「天皇無三父母、何不レ
任三朕意」と豪語した気性から、院権力に対抗して天皇実権の伸展を図ろうと
する豪毅さがあった。そのため「近臣事を用うる者は上皇これを逐い、上皇の寵
臣は天皇これを黜ける」¹¹⁾という有様であった。一方和歌に対する執心も深く、平
治元年以後応保・長寛にかけて度々の内裏歌会を催し、百首歌を詠進せしめ、中
宮方員合、宮中覽書御会のような盛儀を催した。勅撰集撰定事業は、朝廷の数あ
る行事のうち和歌文学の華であり、天皇聖代の威風を後世に遺す金字塔である。
和歌愛好の天皇にあっては当然自分の御代の撰集として後代に遺そうという気持
を持つてあろう。かかる二条天皇の和歌執心の事蹟を思い、二条天皇の信任に加
えるに、撰閑家と緊密な六条家の総帥清輔の歌壇的地位を結びつける時、統詞花
集が天皇崩御のことさへなければ、名実共に勅撰集であり得たろうことは想像に
難くない。

ひるがえって俊成正治奏状は、所謂「正治二年御百首」詠進者の人選につい
て、後鳥羽院の再考を懇請するために書かれたものであって、明月記に照らせば
正治二年八月ころである。すなわち御子左家と六条家の確執の中で、通親と通じ
た季経等の策動を非とし、子息定家等を詠進者の内に加えようとの非常手段とし

て、直接院に懇願するために書かれたものである。季経や顯昭等六条家に対する攻撃の矛先が、すでに過去の人である顯輔、清輔（没後二十三年）に向けられていて、老俊成の言はかなり感情的でさえある。「幽玄の研究」において六条家と御子左家の抗争を、詳細に劇的に描いた谷山茂氏が指摘する「俊成をはじめとして御子左家の人々が、六条藤家の人々およびその作品に対して発する評言の中には往々にして激しい敵対意識にもとづく誇張や歪曲がふくまれていることを忘れてはならない」ということはこの統詞花集評にも当てはまることであろう。

清輔が晩年に「俊成人道うちききせらるるとききて我ことのはのいりいらすきかまほしき事を尋ぬとて さをしかのいる野の薄はめかせ秋のさかりに成はてす共」（家集）とライバル俊成の私撰集に自詠入集の如何に執着したことも、己の統詞花集と考え合わせて、そうした私撰集がやがて勅撰集（千載）となるであろうことを感じていたからなのである。「予金葉詞花両度之撰逢三千載一週一空過之、遺恨第一也」（袋草紙）と記し、統詞花また不運をみた清輔の遺恨は、歌人歌字者としての名声をもってしても晴らすべくもなかったものであろうか。

三、詞花集被除歌との関連

統詞花集跋文の終りにはさらに

編二千首之詞一 部類區別 次二千卷 （之欠カ） 号名統詞花一

と記され、統詞花という名称が清輔自身によって選ばれたものであることを示している。天皇崩御によって勅撰集とはなり得ないことが明らかにになってからの命名か、撰歌の段階ですでに決定されていたかは不明であるが、集の名が撰者によって慎重に検討された結果名付けられるものであることは、特に勅撰集の場合当然のことであり、先述の如き事情を持つこの統詞花の場合も同じであろう。

詞花集の名義については松田武夫氏「詞花集の研究」に詳細に考証されているのであるが、「その根を心地に託し、その花を詞林に発する」という古今序に根ざしていることは疑いないところで、古今の伝統への志向を暗示するものである。その「詞花」の名義に対しても当時非難があったことは、袋草紙に「詞花詞字音、渡死音一、有禁忌之由或人申」と記され、清輔はそれを「余難歟」として退けている。しかし金葉に対しては「金葉名予心中傾思。其故ハ自伺見之処、

仏欲入二涅槃二之時、先世間ニ金葉花雨云々。以レ之思レ之、金葉世間流布不レ吉歟、而此集之後無程白河院崩御、撰者又逝去」と真剣に考えている。命名に当っては当然これらの事も考慮されたであろうことは想像に難くない。

後拾遺の後、金葉、詞花と先集に対して独自の命名をしてきた二集に続く勅撰集を意図するものである場合、或は独自の命名もあり得たかと想像されるのである。「統」詞花という名づけ方は、古今に対する後撰、拾遺に対する後拾遺の如き先蹤にならうものであるが、「後」ではなく「統」であることは、古今集における「統万葉集」の名称をも意識したであろうが、直接には詞花集を補正せんとして撰ばれた為経「後葉集」の存在を念頭に置いたものであろう。してみると詞花集をめぐる対立の中で敢えて「統詞花」と命名されたことが、集の性格、或は編纂方針を窺い知らせる象徴性を担ったものに見えてくる。しかしそれも統詞花が勅撰集となり得ないことが明らかにになってからの命名であるとすれば、後葉集を代表とする詞花批判を前に、詞花集の權威に依ったものと見ることもできる。したがって「顯輔の撰した詞花集の統編として、子の清輔が撰したものであるから統詞花という」（群書解題・久松潜一氏）とする「統編」という意味も、単に名義の問題ではなく、深く内容とのかかわりで言われるのでなければならぬ。

しばらく名義の問題を措くとして、いづれにしても先行勅撰集である詞花集の内容と深くかかわりを持つであろうことは疑いを容れないところであり、詞花集に対してかなりの批判を有した清輔のこと、それは必ずしも詞花集の直系卑属たることを意味しないが、両者に等類性は存在するであろう。統詞花自身の和歌史における位相を把握しようとする場合、両者を対置することによって、等類性を指摘し、独自性を峻別しようとする方法は最も妥当なものであると考える。

そうして見た場合、統詞花集がその名義のごとく詞花集の「統編」たらんとしたかと思われる微表を持つことは重要なことである。「統編」といういい方は曖昧であるが、とりあえず先行集に対する従属性をいうものとして用いる）その微表とは撰歌方針において統詞花は詞花の補遺たるべきことを配慮したと思われる点が存在することであり、詞花集精撰本被除歌に対する態度がその第一点である。

詞花集が袋草紙に

新院御讓位之後、故左京一人撰之。天養元年六月二日奉之、奏覽之。御覽之後返給、御製少々并藤範綱頼保同盛経等歌ヲ被レ除。

とある如く、天養元年に奉勅、仁平元年に初度本を献上、その後、院の御定により修正を施して、いくばくもなく精撰本を献上したことはよく知られている。初度本に加えられた修正は袋草紙に言うごとく、崇徳院の御製をはじめ計八首の歌を除くという小規模なものであったことが今日明らかにされている。その精撰本被除歌八首は次の歌である。（詞書略）

- ① 子日すと春の野ごとに尋ねれば松にひかるこちこそすれ 新院御製
 ② 久かたの天のかぐ山いづる日も我がかたにこそ光さすらめ
 3 いづるいきいるをまつまもかたき世をおもひしららん袖はいかにぞ

〃

- ④ とりつなぐ人もなき野の春駒はかすみのにみやたなびかるらん 藤原盛経
 5 長浜の真砂の数もなにならずきせす見ゆる君が御代かな 後冷泉院御製
 ⑥ いかならんことのはにてかなびくべき恋しといふはかひなかりけり

藤原頼保

- 7 住よしのあさはをの忘れ水たえだえならであふよしもがな 藤原範綱
 ⑧ みかさ山さしてきにけりいそのかみふるきみゆきのあとをたづねて

上東門院

右の八首のうち○印を付した五首が統詞花集に採録されている。そしてこの五首以外には詞花集と統詞花集の間での一致歌は無い。すなわち詞花集「精撰本」と統詞花集の間には一致歌は無いのである。統詞花が勅撰集たるべき意図を持つ集である以上、既存の勅撰集入集歌、特に直前の勅撰集である詞花集歌の再録を避けるべく配慮されるべきことはむしろ当然と見てよい。そのことは逆に勅撰集に入らざる歌である先の被除歌を採歌することはさして問題にもならないことのようにあるが、清輔は撰集故実として

以前撰集漏歌好ヲバ不レ可レ入レ之。此集決定劣ニ彼集ニ之趣顯然之故也。

(袋草紙)

という考えも持っていた。「但至三秀逸歌一無二左右」とことわっているが、先の被除歌を所謂「以前撰集漏歌」と考えると、それを八首のうち五首までも採録したことは、撰集態度として矛盾するわけである。そこには「詞花集」の被除歌であるということに対する特別な配慮があるように思われる。

「但至三秀逸歌一無二左右」に相当するのは、袋草紙撰集子細に「撰集ニ秀歌

漏事常事也。悪歌入、又不レ可ニ勝計ニ歟」として挙げてある貫之の「桜散る」の歌が古今・後撰に漏れた如き類をいうと思われる。そうした秀歌として、「後拾遺究竟之歌三首漏」と示されている歌、

春雨にぬれてたづねむ山桜雲のかへしのあらしもぞふく
 引駒の数より外に見えつるは関の清水のかげにぞ有ける
 去年見しに色もかはらず咲きにけり花こそものは思はざりけれ
 はすべて金葉集に入集している。「金葉集三首漏」としてあげられている歌のうち、

水みし志賀の辛崎打解けてささ浪よする春風ぞ吹く

わが恋はよしのの山の奥なれや思ひいれどもあふ人もなし
 の二首は詞花集に入集せしめられている。そして残る一首、
 はりまちや須磨の関屋の板此月もれとてやまばらなるらむ
 を清輔は統詞花に入集せしめた。このような秀歌がいわば「至三秀逸歌一無二左右」に該当すると考えてよいであらう。

「はりまち」の歌は金葉集の時、「此歌播磨路のにくし、はりま渦と改めて入れよ」と言われたのに対し、作者師俊が訂正を拒否したために除かれたといういわくを持つ歌である。清輔はそれを「予案之渦尤神妙。但路にても不レ可レ除レ之」という考えであった。そうした柔軟な判断から統詞花集に入集せしめたのである。とすれば先掲の五首も独自の歌観に立って採歌されたと見なければならぬであろうが、より強く詞花集被除歌であることに對する特別の意識を感じないわけにはいかないのである。

これら五首の統詞花集における位置は、

- ① 子日すと……………卷二十戲笑(933)
 ② 久方の……………卷十六雜上(733)
 ④ とりつなぐ……………卷一 春上(22)
 ⑥ いかならん……………卷十一恋上(534)
 ⑧ みかさ山……………卷十六雜上(740)

のごとくであるが、①②はそれぞれ卷二十・卷十六の巻頭歌である。集中十八首という最高の入集数と共に崇徳院の歌に對する尊卑の念の強さを伺わせる。またそれは、詞花集被除歌であることを勿論承知で、しかも「以前撰集漏歌好ヲバ不

可入之」という考えをも有してなお、雑上、戯咲とさほど重要な巻ではないといえ巻頭に配した扱いは、詞花集被除歌に対する積極的な尊重の姿勢と見なければならぬであろう。

④の歌は春上においてこれ一首で春駒の主題を担う重要な扱いがなされているが、この歌は金葉集初度本で採られながら、二度本、三奏本で除かれた歌である。これも詞花集被除歌であることが特別に意識されたことを示す歌である。⑧の歌は後に千載集では神祇部の巻頭に配される歌であるが、後述のごとく玄々集の歌であって、統詞花では雑部の賀歌として、詞花集と同じ扱いであるところに詞花集被除歌であることの意識を認められようか。

被除歌の作者について見ると、崇徳院を除く五名の作者は、歌を除かれたことによつていづれも詞花集では一首も入集しない歌人となるわけである。統詞花集においては、盛経は④の歌一首のみであるが、範綱は四首、頼保二首、上東門院三首収録され、後冷泉院を除いて比較的尊重されている。後冷泉院5の歌は金葉集にすでに入集、そのために歌を除かれたものであったとすれば被除歌の中では例外と見做してよいであろう。

以上述べたごとく、詞花集被除歌の入集率の高さと、歌およびその歌人の扱いから見て清輔は詞花集被除歌を積極的に入集せしめようとしたと認めることができると思う。そしてこの事実が認められるとすれば、これをもって統詞花集が、撰集の方針として詞花集を継ぐことを意図したという「統編」的性格の徴表と見做すこともできるように思う。

しかし、この事実は同時に、統詞花集が詞花集を補正しようとする批判的要素であると見做すことも可能であつて、この一事のみでは未だ十分な徴表とはなしがたい。したがってさらに撰集方針を検討することによって、それを明らかにしたい。

四、玄々集歌との関連

詞花集の撰集範囲は、院宣に依つて「自中古以来不_レ入_ニ勅撰集_ニ之外和歌等宜_ニ被_ニ撰集_ニ者」と定められていた。つまり中古以来、勅撰集に入らない歌を収録するという原則に沿つて撰集されたのであつた。ただし、袋草紙にも「第三度本歌不_レ除_ニ之。件本無_ニ知人_ニ之故歟」というように、金葉集三奏本は世間に

流布しない故をもつて例外とされたい。そのため、金葉集三奏本と一致する詞花集の歌は六十三首に及ぶ（内二首は二度本とも一致）。

また金葉集は再度本から三奏本への段階で、新たに能因「玄々集」の歌を多量に採用した。そのことは古くは袋草紙、伝後京極撰政良経筆三奏本奥書に指摘され、近くは谷山茂氏が詳細に論究されたことによつてよく知られている。そしてその数は谷山氏によれば八十首である（私見によれば八十一首）。

詞花集もまた金葉集三奏本のこの方向を是認して玄々集の歌六十五首を収録した。そのうち金葉集三奏本中の玄々歌と一致するものは四十四首あり、詞花集が独自に収録したものは二十一首ということになる。そうすると、金葉集三奏本と詞花集とで一致する六十三首の過半は玄々集の歌なのである。したがつて、詞花集の撰歌方針を特徴づける一事実としては、金葉集三奏本との一致歌が多いこと、とりわけ多数の玄々集歌の存在の仕方が重視されねばならぬのは当然のことである。金葉・詞花に關してのこの問題をめぐる論考は、前記谷山氏の論や、松田武夫氏の論に委細が尽されていることであるが、ここではそれを統詞花に及ぼして考察したい。

勅撰集名	各集の 總歌數の	玄々集歌と 一致するもの (A)	Aの各集總 歌數に對する 百分比	Aの玄々集 總歌數に對する 百分比
拾遺集	一三五	三六	二・七	二一・六
後拾遺集	一二二〇	三	〇・三	一・九
金葉集再度本	七二七	〇		
金葉集三奏本	六四八	八〇	一二・三	四七・一
詞花集	四一三	六五	一五・八	三八・九
統詞花集	九九八	三三	三・三	一九・八
千載集	一二八七	八	〇・六	四・八
新古今集	一九八〇	六	〇・三	三・六

注 統詞花の歌数は、群書類従本で九九九首であるが、松野陽一氏が明らかにされたように、本来詞書中に含まれるべき歌である巻十七雑中80の一首を除いて九九八とした。金葉三奏本中の玄々歌は八一とすべきであることは先に述べたが、今谷山氏の表のまゝにした。次表参看。

この玄々集歌の採用の現象を軸にして、詞花集と続詞花集を對比すると、続詞花集が撰歌方針において詞花集を継承するものであることを示す第二の明徴を得ることができるのである。

続詞花集には三十三首の玄々歌が収録されている。金葉集三奏本の八十一首、詞花集の六十五首に比べればさほど多いとは云えない。また十巻仕立ての金葉・詞花とは異なる二十巻の大部な続詞花の歌群中にあることは、そこに占める比重も大

玄々集歌の入集状況

15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	玄
○		○		○			○							○	拾
															後
	○		○	○	○	○			○	○	○	○			金
			○		○	○		○	○	○	○	○	○		詞
	○														続
57	56	55	54	53	52	51	50	49	48	47	43	42	41	40	玄
				○	○	○							○		拾
															後
						○		○		○	○	○			金
○	○	○					○			○					詞
			○						○		○			○	続
100	99	98	97	96	95	94	91	90	89	88	86	85	84	83	玄
					○				○			○			拾
										○					後
○			○	○	○	○		○		○	○	○	○		金
○	○		○	○		○		○						○	詞
		○					○						○		続
143	142	141	140	139	138	136	135	134	133	132	131	130	129	128	玄
													○		拾
	○			○		△		○	○	○	○	○		○	後
		○			○		○	○	○	○	○			○	金
			○											○	詞
○	○		○			○									続

注1 玄…玄々集

拾…拾遺集

後…後拾遺集

金…金葉集三奏本

詞…詞花集

続…続詞花集

きなものとは言えない。しかし歴代勅撰集における玄々歌の存在を考えた場合には決して無視できない収録の仕方である。八代集までの勅撰集との比較を、谷山氏が作製された表に続詞花を加えることによって示すと前表の如くである。

玄々集百六十七首からこの三十三首を収録するに当って、清輔は詞花集はもちろん、拾遺、後拾遺に採られた歌を再録することは周到に避けている。しかし金葉集三奏本との一致は避けようとしなかった。この三十三首中四十%以上に当る十四首が金葉集三奏本中の玄々歌と一致する。その事実を、玄々集の歌をもとに表にしてみると次のごとくである。

39	38	37	36	35	34	33	32	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	17	16
○	○		○		○		○		○			○			○	○		○		○	
		○				○			○	○				○			○		○		○
							○		○	○				○			○		○		○
				○									○								
81	80	79	78	77	76	75	74	73	72	71	70	69	68	67	65	63	62	61	60	59	58
○	○			○			○	○							○			○			○
	○							○	○	○	○	○		○		○			○		
		○	○		○										○			○	○		
					○				○	○			○	○			○				
127	126	124	123	122	121	120	119	118	117	116	115	114	113	112	109	108	105	104	103	102	101
								○					○				○		○		
																					○
		○	○		○	○		○	○	○	○	○	○		○	○		○		○	○
○	○	○	○			○			○		○	○		○		○		○		○	
				○	○		○			○					○						
計	167	166	165	164	163	162	161	160	159	158	157	156	155	153	152	151	150	149	147	146	144
36																					
3	○																				
82	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○		○	○
65		○	○		○	○		○	○	○	○				○			○	○		
33				○			○						○	○		○	○			○	○

注 2 玄々集……群書類従本。ただし歌番号は、記載順の通し番号であるが、類従本が欠落している恵慶法師「八重むぐらしげれる宿のさびしきに人こそ見えね秋は来にけり」一首を補つて 34 番とした。したがって玄々集総歌数は百六十七首。五集のどれにも収録されない歌（二十首）の番号は欠番としてある。

拾遺集・後拾遺集・詞花集……国歌大観本。

金葉集三奏本……八代集抄本。

続詞花集……群書類従本。

136△Ⅱ赤染衛門の歌・金葉集に馬内侍の歌として誤つて入れられているもの。（注（14）参照）

この表によって詞花集を見れば、それが金葉集三奏本によって先鞭をつけられた玄々歌の大量採択という方針を採用し、先行勅撰集との一致を避けながら、三奏本のみを例外とした痕跡はいっそう明瞭である。そして統詞花が、玄々歌の採択に、拾遺、後拾遺、詞花という先行勅撰集との一致を避け、三奏本を例外とした痕跡もまた明らかに見ることが出来る。そこには、玄々集をめぐって、玄々歌を多量に採用する方針、その採用に当っての方針において、詞花集の先蹤を襲わんとする清輔の意図が紛れもなく存在することを認め得るのである。

統詞花中の玄々歌三十三首が、三奏本を除く先行勅撰集との一致を避けて撰ばれたということは、玄々集百六十七首中、百四首を除いた残余、六十三首の中から撰ばれたということである（三奏本との一致も避けようとは残るところわずか三十七首）。玄々集といえども残された秀歌はそれほど多いというわけにはいかないであろう。したがってその採用に当っては、三奏本が四季特に秋部、別離部に比重を置き、詞花が雑部に集中的に採ったようには際立つた集中性はなく、わずかに旅部にその傾向が見出される（6首15%）ことは注意されねばならぬが、比較的散在している。かなり窺屈な条件下に採録されたものといわねばならぬ。それにしても三十三首という収録歌数は、決して多い数ではないにしても、残余の歌六十三首の過半数に達するものであることを考える時、そこには玄々集に対する清輔の意識の並々でないことが感じられる。実はそうした意識をこそ問題にすべきであり、特に為経が「後葉集」において、詞花集中の玄々歌六十五首のすべてを除外したことに對比して見過すことのできぬ問題であるが、ひとまず、玄々歌採用の事実、詞花集の先蹤が強く影響していること、またそれは清輔が統詞花を撰するに当って、詞花集の特徵的な撰歌方針を継承した事実を示しているものであることを指摘するにとどめたい。

以上、詞花集被除歌の積極的収録、玄々歌の積極的収録かつその方針の類似性という二点にわたって、統詞花の撰歌方針に見られる際立った特徴を指摘して来たわけであるが、この二つの事象を所謂「統編」という観点からすれば、二つの事象に共通する詞花集の補遺としての性質をもって、統詞花集が有する「統編的性格」ということができる。しかしこの事象から清輔が詞花集の統編としてこの

集を撰したとすることはできない。なぜならこの二点の外在的な事象は統詞花の内在的な性格にとつてさほど大きな意味を持ち得ないからである。

たとえば玄々歌の存在が、両集に共通な撰歌方針の存在を指摘する指標とはなり得ても統詞花の中での占有率は三三・%に過ぎず、統詞花集により多く存在する拾遺時代歌群の中に吸収せしめることによってはじめて存在の意味を問われねばならないものである。また玄々歌を含む多量の拾遺時代歌群の存在が両集に共通し、それらが三代集の伝統の残存を示すものとして注意されるにしても、両集のみに顕著な事象とはなしたいのである。清輔が自己の撰集理念に照らして、詞花集の方針を支持したと見られることは、詞花集完成後の歌壇状況を考えた場合注意されねばならぬことではあるが、その態度が両集に多くの等類性をもたらすことは必然であり、その等類性の指摘が必ずしも「統編」としての要素となし得ないのは当然のことである。したがって清輔の撰集意図にかかわる「統編」という観念を持ち込んで、統詞花の性格を規定するものとして用いることは、統詞花が有する超詞花的要素の前では忽ち光彩を失ってしまうべきものであろう。

五、部立について

そうした反省に立つて統詞花集を見ると、詞花集の統編ということでは律し切れない性格を見出すが、その一つは撰集の背骨ともいべき部類の方法に顕著に表われている。今八代集の部立に統詞花を対照すると次の頁の表ごとくである。

詞花集との大きな差異は一目瞭然である。俊頼の英断を継いだ詞花集の十卷仕立てを二十巻とし、詞花集が金葉と全く同じ部立構成をとり、しかも連歌を初めて正式に採り上げた俊頼のごとき思い切った改革にも踏み切れなかった穩健な態度を示すのとは異り、革新的な意欲が見られることは注意すべきことである。三代集の複雑な分類は後拾遺に至って単純化され、金葉、詞花によって頂点に達するが、統詞花は二十巻仕立ての古今伝統の本来的な形に復帰させると共に部立の上でも後拾遺における状態にまで引き戻そうとしたと考えられる。統詞花が序を

集	卷																			
	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十
古今集	春上	春下	夏	秋上	秋下	冬	賀	離別	羈旅	物名	恋一	恋二	恋三	恋四	恋五	哀傷	雜上	雜下	雜休	大歌所
後撰集	春上	春中	春下	夏	秋上	秋中	秋下	冬	恋一	恋二	恋三	恋四	恋五	恋六	雜一	雜二	雜三	雜四	羈旅	離別
拾遺集	春	夏	秋	冬	賀	別	物名	雜上	雜下	神樂	恋一	恋二	恋三	恋四	恋五	雜春	雜秋	雜賀	雜恋	哀傷
後拾遺集	春上	春下	夏	秋上	秋下	冬	賀	別	旅	哀傷	恋一	恋二	恋三	恋四	雜一	雜二	雜三	雜四	雜五	雜六
金葉集	春	夏	秋	冬	賀	別離	恋上	恋下	雜上	雜下										
詞花集	春	夏	秋	冬	賀	別	恋上	恋下	雜上	雜下										
統詞花集	春上	春下	夏	秋上	秋下	冬	賀	神祇	哀傷	積教	恋上	恋中	恋下	別	旅	雜上	雜中	雜下	連歌	物名
千載集	春上	春下	夏	秋上	秋下	冬	離別	羈旅	哀傷	賀	恋一	恋二	恋三	恋四	恋五	雜上	雜中	雜下	積教	神祇
新古今集	春上	春下	夏	秋上	秋下	冬	賀	哀傷	離別	羈旅	恋一	恋二	恋三	恋四	恋五	雜上	雜中	雜下	神祇	積教

有していた形跡があることは先に触れたが、後撰、拾遺で省かれ、後拾遺で復活、金葉、詞花がこれを省くといった序のあり方を振り返ると、統詞花が現在書目録にいうごとく序を有していたとすれば、その限りでは後拾遺を強く意識すると共に、後拾遺と同じように意欲的な撰集であったとも見做される。

四季の部立の立て方は古今、後拾遺のそれと同じであるが、恋部を三巻に縮小したのは後拾遺に近いことである。歌数の点からも、恋部の歌数に対して四季部の総歌数が上回るのは、後拾遺以後にはじめて見られる現象であるが、統詞花もまた同じ傾向であって、非三代集の共通の基盤にある。その現象は八代集では詞花集に最も強く表われる（金葉三奏本を除いて）のであるが統詞花はむしろ緩和されている。

四季恋離を除く小部立を見ると、賀、神祇、哀傷、釈教の四部立を一連のものとして配しているのが目につく。これは現世における慶賀や祝福祈念から死を軸にした切実な救済の問題として人生相を考えた合理的構成である。また、別、旅というまとまりは恋部に続けて人間生活における浪漫的感情を一様に表出するもの

のとしての構成と考えられる。卷十九物名は連歌をも収め、次の戯笑と共に遊戯性の強いものをまとめたと考えられ、全体に極めて合理的な清輔の部立意識が認められる。なお戯笑は、奥義抄に清輔が「十一戯笑歌 如^レ字。はつをものつくりたる田をはむからすまなぶたはれてはたほこにをり」と注しているように誹諧歌に相当する。

特に注目されるのは神祇・釈教の両部立である。この両部立は勅撰集としては後拾遺集巻六に細分されて神祇・釈教・誹諧と小見出しとして立てられたことが最初であるが、千載集においてはじめて独立した一巻一部立の位置を得るものである。その扱いは新古今集に受け継がれ、十三代集を通じて不動の部立となるものであり、その意味では中世勅撰集の部立構成を特徴づけるものといえることができる。千載・新古今にかく扱われ、十三代集を通じて定着する神祇・釈教の部立に和歌における中世が関わりを持つとするならば、千載集に先立って統詞花が両部立を採り上げていること、というより統詞花がこの両部立を採り上げたことによって、千載集の部立意識に強く影響を与えているのではないかと考えられること

とは、見過ごしにできない重要な点である。

部立は集積された和歌の総体に体系と秩序を与える基準であり、分類項目である。各部立の名称は和歌のいかなる部面を抽象するものであるかはそれぞれに一樣ではないが、その部立が受け持つ領域内で、その部立内に所属する和歌を統括し、且つ又他の部立と提携しながら集全体の有機的一統を図る、いわば歌集の骨格ともいべき働きをなすものである。したがって松田武夫氏が古今集に關して「これら部立の総合は古今集における和歌の範圍を自ら規定し、和歌的世界の境界線の一環となり、外に対しては和歌的世界の限界を主張し、内に対しては、同類同種の和歌集團のけじめを顯著にしている」と指摘されたことは古今集に限らず、その他の勅撰集においても同じく適合すべきことである。また「これはただちに撰者達の和歌的世界に対する認識の總体を示すもの」であるが故に、勅撰集史における部立の変遷は和歌史の問題と深くかかわりを持つものでもある。

古今集の撰者達が数多の和歌の分類基準たる部立をどのようにして考案し実現させたかということは、それ自身興味ある和歌史上の問題であるが、古今集に立てられた部立がその後の勅撰集の規範となり、二十一代集を貫く基本形として墨守されたことはいうまでもない。しかしながら部立が先述の如く撰者達の和歌的世界の認識と深くかかわりを持つものであるが故に、歴史的時間の中で不変のものでは有り得ない。特に四季・恋・雑の大部立を除いた一卷一部立の小さな部立は、各勅撰集撰者達の認識、つまりはそれを支える時代の思想を反映して、微妙に消長を示すのである。勅撰八代集において、というのは古代和歌から中世和歌の發生期へということであるが、部立意識の消長を極めて図式的に云えば、古今・後撰・拾遺三代集を、それ以後の勅撰集と区切る和歌史観と符合するものは大歌所御歌・神樂歌の部立の存在である。後拾遺・金葉・詞花の変革期を経て中世に至る千載・新古今をそれ以前の勅撰集と区切るものは神祇・釈教の部立の存在であるといえることができる。

文学の変革或は変質は、それを支える人間とその思想・美的理念の変革に負うものであり、最も基礎的には人間像を変革する社会構造の変化によるものである

ことはいうまでもないことである。古代律令国家から中世封建社会へという古代・中世を分ける社会構造の変化は、結果的には文学の担い手としての人間像を変革するが、中世封建社会が社会構造の上で長く古代社会の崩壊過程を包含することに即応して、人間とその文学にも何らかの停滞をもたらさずにはおかなかった。したがって、古代から中世に至る社会構造の変革に即応する文学の問題を和歌史のものとして見ようとするれば、中世和歌は「前古代から中世を貫いて近世にも及ぶ呪術的な信仰の残存と仏教の媒介によって成立する中世心との二つに支えられ」た主体の発想として捉えられるのである。古代詩としての文学様式である短歌が不死の永続性を有するのは、それが「ひとつには超越的な皇權の表徴として、呪術的国家祭祀に生きる神授詞章で、かつてはあった」という神祕的優越性にその一面を負うものであることはしばしば指摘されてきた。和歌伝統の根源に秘められた、この呪術的神祕性を中世に貫通する古代的性格とすれば、中世を古代と分ける性格は、その呪術的世界を支えて来た共同体意識が、仏教を媒介として、より鮮明に「個」の意識を進展させるところに求められるのであり、古代的集團觀念にもとづく和歌が、個の意識の鮮明化した主体の発想となるところに求められるのである。そして、古代から中世に至る勅撰集史に見るところ、その変移は部立意識の上により鮮明に描き出されているといえることができる。

古今集において呪術宗教的性格の残存を濃厚に示しているのはいうまでもなく、巻二十大歌所御歌の部立である。大歌所御歌は、宮中の大歌所に保管され、伝承、教習されていた宮中における儀式の歌である。それは大歌所御歌・神遊歌・東歌と三分された小見出しを持つが、部立内におけるそれらの統括原理ともいべき共通点は、宮廷の神事に関する歌謡的性格を有する歌であると共に、天皇聖代の繁栄祝福を祈念する歌であるという点に存する。その意味では巻七賀部と密接なつながりを持つ思想に支えられた部立である。巻七賀部は、光孝・醍醐両天皇を中核とする、皇室とその外戚たる家筋に類縁を持つ人々の慶賀の歌から成り立つといつてよい。賀算を中心とした一族の繁栄祝福という点では大歌所御歌に共通する性格を有するが、大歌所御歌の国家的神事祭儀に関わる性格に比すれば、より私的性格の強いものであらう。神遊歌はいわゆる内侍所の神樂歌であ

るが、十三首中五首は、仁明・清和・陽成・光孝・醍醐各天皇即位の大嘗会の風俗歌である。大歌所御歌巻頭の「おほなほび歌」は諸説必ずしも一致しないが、第二首目「古き倭舞の歌」がやはり大嘗会の祭の歌舞に関するものであることから、大嘗会がいずれにしても神宴のものであることは否定できない。してみると巻二十大歌所御歌は、神楽歌の神事性を代表として、天皇一代一度の呪術的国家祭儀としての大嘗会を中心とする一連の国家的祭儀にかかわる点を統括原理と考えて誤らないであろう。そしてこの巻二十の部立が、撰者達の認識にかかわる点において、呪術宗教的国家祭儀を支える集団觀念の支配を物語ると共に、和歌がいまだ神々と人間の間のものであり、人間相互のものになり切っていないことを物語るものと見做すことができるのである。

とすればこの古今集巻二十の和歌伝統が拾遺集巻十神楽部として享け継がれ、後拾遺以後の勅撰集において部立としては姿を消すことは重要なことでなければならぬ。その点に鋭く着目しながら、中世和歌の問題を社会構造の変革にみあう歴史的条件との結びつきを精査することによって解明されたのは風景景次郎氏であった。氏姓制の集団觀念の崩壊現象を律令制社会から封建社会に渉る奴隸制的支配構造の問題として捉え、その歴史的条件と切実に結びつく和歌の変質を追求した氏の論理を、恣意的に援用することは最もつしまねばならぬところであるが、極めて現象的に云えば神楽部は拾遺集を最後に部立からは姿を消すのである。それに伴う現象として、拾遺まで神宴のものとして神楽部に位置した大嘗会風俗歌が、後拾遺からは賀部に包含されるのである。それは国家支配権の後退、呪術宗教的な国家祭儀の形骸化と結びつくものであるところ、性急に云えば古代社会の崩壊であり、新時代体制に即応する現象であるとも見なし得るであろう。そして賀部における大嘗会風俗歌の採られ方は千載集において確立し中世を貫いて定着するのである。

一方、後拾遺集が神祇・釈教の小見出しをつけて雑六を細分したことは先に述べたが、この現象もしてみると、神楽部を消滅せしめた事実、大嘗会風俗歌を賀部のものとした事実と密接に結びつく現象と見なければならぬのである。大嘗会風俗の採られかたが、金葉集賀部で五首（三奏本も）詞花では採らないというように揺れを示し、千載に至って確立するごとく、神祇・釈教の部立も千載集に確立し十三代集に定着するのである。

神祇部は、神々の託宣の歌と神事や神社に関する歌人達の歌から成り立ち、神祇の儀式に用いられない歌という点で神楽歌とは異なるものと考えてよいであろう。しかし現世における繁栄祝福を祈念する性質は、神楽歌や賀部の歌におけると同様であり、超人間的な神とのかわりにおいてのみ存立し得るような性質は、やはり呪術宗教の古代性の残存と軌を一にするものといえてよいであろう。釈教部同様宗教的思想歌であり、呪術的祭式儀礼に奉仕するものでない歌の存在は注目されねばならないが、中世的和歌の成立にかかわるものとしてはより釈教の部のほうが注意されるのである。

釈教部は、法文歌を主体として、仏事、教学上の問題等に関する歌人達の歌から成り立っている。宗教的感激を伝える抒情性に乏しく、法華経二十八品の大意またはその要文の義を詠むことにはじまって、宗教思想を知識的に詠む極めて観念的な歌である。こうした観念的な思想歌が、勅撰集において一卷一部立のものとして存立することは、それを支える時代と人間の思想の在り方としてやはり注目されることである。拾遺頃から盛行する釈教歌が千載集において部立として確立されるに至るこの道程を支えるものは仏教思想の浸透に支えられるものであることはいうまでもないことである。いうなれば釈教部を立てねばならぬほど切実に仏教的救済の問題が人々の心を捉えたのである。因果応報の理による罪劫観、墮地獄の宿業に戦慄する人生把握の切実さが必然のものとして釈教部を存立せしめるのである。そして、その切実な人生把握が、個の意識の進展を必然のものとすることはすでに多く語られてきたところである。

統詞花集が神祇・釈教の部立を立てたことは、直接には後拾遺集雑六の在り方とかかわることであろう。統詞花集の部立を後拾遺に比べる時、密接な関連を持つものであることは先ににも触れたが、神祇・釈教・戯吟という統詞花に特徴的な部立も、後拾遺雑六の神祇・釈教・誹諧という構成を継承拡充したものと考えられるのである。神祇・釈教両部立の存在も、統詞花集が賀部においてやはり大嘗会風俗歌を包含せしめていることを含めて、後拾遺集に対する規範意識の中でさらに考察されねばならないであろう。そうした意味では撰者清輔の意識の中で重視される俊頼の散木奇歌集が、家集としてはおそらく最初のものとして、神祇・釈教の部立を立てたことも、また清輔が撰集資料として最も重視した久安百首が、春・夏・秋・冬・恋・神祇・慶賀・釈教・無常……の歌題であったことも強

く作用していると見なければならぬであろう。しかし、そうした部立の在り方が個人的な好尚を超えて明らかに時代の思想と結びつくものであるとき、統詞花集が、金葉・詞花の部立意識とは異なる立場を示し、千載集にさがけて両部立を立てたことは、詞花集と千載集の中間に存在する統詞花集の性格をすぐれて示唆するものであるといわなければならない。必然的な墮地獄の「戦慄に刺激されながら、呪術的な神観念に支えられる古代的な集團心自体くつきりと個人の自覚に変態しつつある」中世的人間意識の進展を和歌の変質を担う根源性とすれば、統詞花集もまた中世に相渉る和歌史にふかぶかと息づくものであることを、部立意識が的確に示唆するのである。

千載集が部立意識の上で統詞花集といかに結びつくかは軽々に判断することはできない。また部立構成における両者の結びつきが古代最末期和歌史における時代的様式の等類性⁽⁹⁾と見なすことができることも、より重要なことは両集における美的理念、風格においていかなる様相を示すかということであらなければならない。「かの後拾遺集の後、同じく勅撰にならずへてえらべるところ、金葉・詞花のふたつの集あり、然れども部類ひろからず、歌の数少くして、残れる歌多し」(千載序)という俊成は、統詞花集を重要な撰歌資料とすると共に、その部類構成からも非常に多くのものを吸収したと思われる。千載集が統詞花集を撰歌資料としたというのは両集の間で一致する歌が、百四十五首(遺漏多きことと思うが、国歌大観千載集と比較した)の多きにのぼることにその根拠を置くのであるが、一致歌を比較すると、その全てではないが統詞花集から直接採歌されたと思われる歌が多く、撰集資料とされた徴表は容易に見出すことができる。また新古今集には統詞花との間に八十首の一致歌が存在する。千載・新古今に及ぶ統詞花集との結びつきはそれらの一致歌を分析考察することによって、単に収録歌の一致にとどまらず、歌風変遷史の上でも意味を持ち得るものである。そうした作業に進む前に、部立意識に顕現する統詞花集の史的問題を以上のごとく考えることによって、確めておきたい。

院政時代以後、時代の底流は変わりつつあった。貴族にとって何ら不安なき泰平の時代は去りつつあった。金葉・詞花はそうした時代を背景に革新性を追ったものであった。「かみ万葉集よりはじめて、中古、古今・後撰・拾遺、しも後拾遺よりこなたさまの歌、ときよのうつりゆくにしたがひて、姿もこと葉もあらたま

りゆくありさまを、代々の撰集に見えたるを」(古来風体抄)と捉えた歌風変遷を意識する俊成の史観は、動揺激しい時代の苦悩の中から、不易なもの、現象の根底に変わぬものを求めつつ「幽玄」に行きつくのであるが、従来、詞花集からの飛躍或は六条家歌学からの飛躍として捉えられて来た千載集、そしてその飛躍に中世詩成立の秘密を捉えようとしてきたことは、詞花集と千載集との空隙に統詞花集を介在させることによって改めて計量されねばならないであろう。部立意識の問題は、より具体的に統詞花の意義を考察するに当たっての見取図にすぎないが以下統稿を期してひとまずこの稿を閉じたい。

註

(1) たとえば松野陽一氏「私撰集について」国文学昭40・3特集平安後期の文学。橋本不美男氏「中古和歌研究の現段階」国文学昭42・5特集文学史研究の現段階。

(2) 立教大学「日本文学」8昭37・6所掲。

(3) 「平安文学研究」36昭41・6所掲。

(4) 日大「語文」19昭39・10。

(5) 名古屋大学「国語国文学」10昭37・5。

(6) 同(3)。

(7) 保元から永万に至る清輔伝については井上宗雄氏前掲稿に委細が尽くされている。本稿も氏の清輔伝に負うものである。

(8) 康治二年頃作者撰定。崇徳院をはじめ公行、公能、行宗、教長、顯輔、忠盛、親隆、覺雅、顯広、堀河、兵衛、安芸、小大進の十四名。久安四年までに公行、行宗、覺雅三名が卒したので、清輔、隆季、実清が補充された。

(9) 久安六年百首歌中の一首によって法性寺関白忠通室宗子の同情を得朝観行幸賞として従五位上、久寿元年崇徳院に奉った歌に敬感あつて新院御給として正五位下、保元々年鳥羽院に奉った申文に添えた歌によって従四位下に。

(10) 井上宗雄氏前掲稿参看。

(11) 吉村茂樹氏「天皇の歴史」第四章上皇政治の実相

(12) 「金葉集と詞花集——玄々集をめぐる——」国語国文226昭28・6における

註。

(13) 「玄々集と金葉集三奏本」国語国文218昭27・10。および前掲稿。

(14) 八代集抄本では82首の一致歌を指摘できるが、その内巻九雑上513の馬内侍の歌とされている「おもふことなくてやみまし与謝の海の天の橋立みやこなりせば」は赤染衛門の歌であり、ノートルダム清心女子大蔵黒川家旧蔵本(同大古典叢書刊行会刊)によって「はるさめのふるめかしくもつくるかなはやかしは木のもりにしものを」と訂されるので81首になる。黒川家旧蔵本には玄々歌に対する注記が存在するが、内一首は誤記であり20首が漏れていると思われる。

(15) 国歌大観によって八代集及び統詞花の総歌数に対する、四季・恋歌数の割合を計算すると次のごとくである。ただし拾遺集の雑春、雑秋、雑恋は含まない。

比 恋 率 %	比 四 率 季 %	歌 恋 数	歌 四 数 季	総 歌 数	
32.4	30.8	360	342	1111	古今
39.8	35.6	568	507	1426	後撰
28.0	19.4	379	262	1351	拾遺
18.8	34.8	229	424	1220	後拾
25.0	31.4	179	225	716	金葉
18.0	38.4	74	153	411	詞花
19.3	32.5	193	325	998	統詞
24.6	37.0	316	475	1285	千載
22.5	35.7	445	706	1979	新古今

(16) 松田武夫氏「古今集の構造に関する研究」参看。

(17) 同(16)。

(18) 風巻景次郎氏「中世和歌の問題」日本文学56昭32・9。

(19) 近藤潤一氏「古代和歌批評史の問題」日本文学155昭41・4。西郷信綱氏

「詩の発生」言霊論、参看。

(20) 同(18)

(21) 同(18)

* 講師 一般教科

昭和四十二年十二月四日受理